

東区支援センターだより

第1号(平成21年度)

〒461 0003 名古屋市東区筒井 3-4-7

東区障害者地域生活支援センター

TEL(052)932 7584

FAX(052)932 7585

平成21年4月27日 発行

こんにちは、東区障害者地域生活支援センターです

お久しぶりです、前号の発行から1年以上経ってしまいましたが、みなさん覚えていますか。これからは、3ヶ月に1回発行させていただきます。みなさんにHOTな情報をわかりやすくご紹介できたらと思っていますので、よろしくお願いします。

介護保険の内容が変わりました

平成21年4月から、介護保険の認定調査基準、報酬単価が変わりました。

例えば...

重度の寝たきりの方の、移乗(介助の方法について)の認定調査基準について。

平成21年の3月の認定調査までは、『全介助』でしたが、4月からは、「寝たきりであるため移乗の機会が全くない」と判断され、『自立(介助なし)』となります。

前回よりも要介護度が低くなる方が増えることが予想されます。

介護報酬単価が上がりました。それにより、上限額までサービスをご利用されている方は、今までのサービス量を利用できなくなり、サービス量が不足することになります。

サービス不足を補うため、介護保険と障害福祉サービスの併給を希望される方が増えることが予想されます。

定額給付金の支給が始まります

😊名古屋市では、5月から定額給付金の支給が始まります。

5月11日(月)から各世帯主に申請書が郵送されます。申請用紙に必要事項を記入して、必要書類と一緒に申請することが必要です。申請後、原則として金融機関の口座振込(5月下旬予定)となりますが、口座がない場合は現金による給付(7月下旬予定)となる予定です。

申請の方法がわからない方は、名古屋市定額給付金等コールセンター(957-9239)または、支援センター(932-7584)までご連絡ください。また、代理申請については、裏面を参照してください。

退職者 高田



たくさんの方々と出会えたことが、私の宝となりました。ありがとうございました。

新スタッフ 国本



たくさん笑顔に出会えるよう、精一杯支援させていただきます。よろしくお願いします。

その他のスタッフ、鹿島・猪飼は継続して支援させていただきますので、今年度もよろしくお願いします。広報誌に関するご意見や、宣伝したい情報等ございましたら、お気軽にご連絡ください(932-7584)。(国本)

世帯主以外の方による定額給付金等の申請・受給方法について

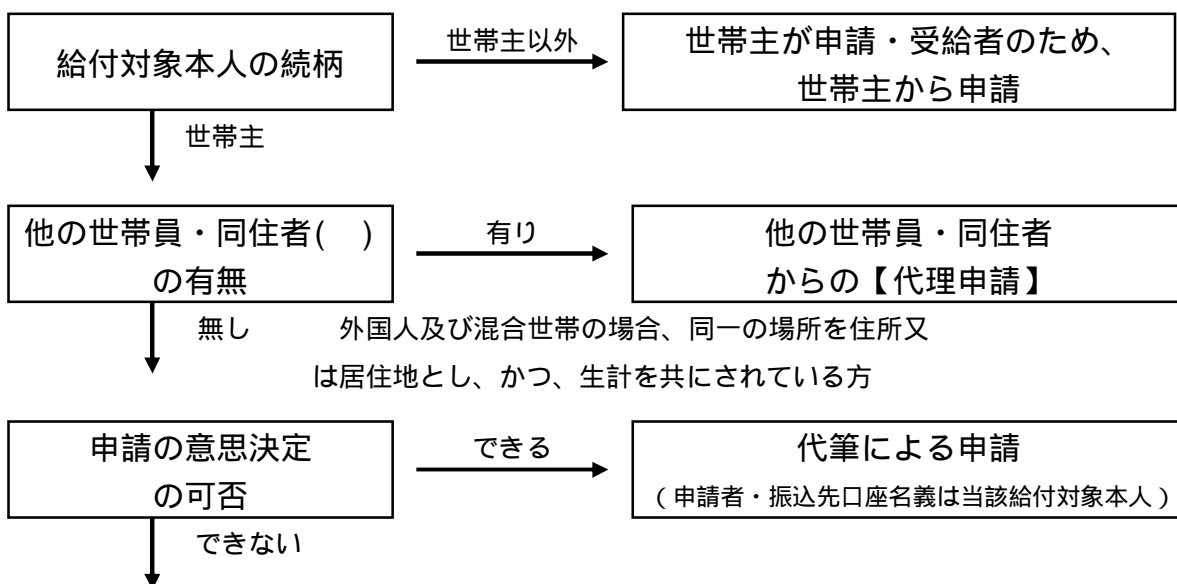
「家計への緊急支援」という趣旨を考慮し、まず、同一世帯の構成員による申請が望ましい

単身世帯で、視覚障害者や身体障害者などの理由で、自筆による申請が困難な場合、代筆による申請が可能（本人名義の振込口座に限る）

法定代理人（親権者、成年後見人等）による代理は可能

任意代理できるものは原則下記の ~ のうち、その代理が給付対象本人のためと認められる場合に限られる。振込口座名義は、できるだけ給付対象本人のものが望ましい。

単身世帯で2月2日以降に死亡された方は、相続人等による定額給付金の申請・受給はできません



【法定代理】

親権者、成年後見人等の法定代理人

【任意代理：代理が給付対象本人のためと認められる場合】

単身世帯で寝たきりの方や認知症の方など

[代理]親類の方や平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている方

親類であることを証する書類や本人との関係を説明する書類が必要

単身世帯で、老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等及び知的・精神障害施設に入所している方

[代理]施設の職員

施設の職員である事こと示す証明書等が必要

里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている方

[代理]里親

措置決定通知書が必要